

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 260 「非財務情報に関する動き（第2回目）」について

2回目<TCFDについて>

今回お届けするのは、コーポレートガバナンスコード（補充原則3-1(3)）で『特に、プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、（中略）TCFD またはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである』とされている『TCFD』についてです。

TCFD の考え方は 11 月 7 日に金融庁から公表されました「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案にも反映され、2023 年 3 月 31 日以後終了する事業年度の有価証券報告書から開示が求められますので、今後の非財務情報開示の Key となる概念と言えます。

TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース:Task Force on Climate-related Financial Disclosures）は、2015 年 12 月に G20（20 の国々・地域の財務大臣・中央銀行総裁会議）の要請を受けて、金融安定理事会（FSB）の下部組織として設立された国際組織をいい、投資家等の適切な判断を促すための効率的な気候関連の情報開示及び気候変動への金融機関の対応を検討することを目的に設立されたものです。企業がより効果的に気候関連情報を開示できるフレームワークとして、2017 年 6 月に最終報告書が公表され、報告書本体のほか、付属書（セクター別補足文書）と技術的補足文書があります（2021 年 10 月に一部改訂）。

日本の TCFD 賛同企業数も増加しているようで直近の状況では 1000 社（機関）を超え世界の賛同企業数の 3 割弱を占めているようです。

TCFD の重要な目標は、気候関連のリスク及び機会が組織にもたらす財務的影響についての情報開示の質を向上することであり、中核的要素として次の 4 つを挙げ、それぞれについて推奨される開示項目を定めています。この 4 つの中核的要素の考え方は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案にも反映されています。

(1)ガバナンス

気候関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンス体制（経営陣の役割）を開示

(2)戦略

短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会、それらがもたらす事業、経営戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響、シナリオを考慮した組織戦略のレジリエンスを開示

(3)リスク管理

気候関連リスクについて、どのように識別、評価及び管理しているか（気候関連リスクを特定・評価するプロセス、気候関連リスクをマネジメントするためのプロセス及び組織全体のリスクマネジメントとの関係等）を開示

(4)指標及び目標

気候関連のリスクと機会の評価に使用する指標及び目標並びにその目標に対するパフォーマンス、GHG（Green House Gas：温室効果ガス）排出量及び関連するリスクを開示

「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案では、ディスクロージャーワーキング・グループ報告書の通り、気候変動に限定されずサステナビリティに関する考え方や取組として、上記の『(1)ガバナンス』及び『(3)リスク管理』は必須記載事項とされ、『(2)戦略』及び『(4)指標及び目標』については、重要性に応じて記載を求める案となっています。

この「気候関連のリスク」は『移行リスク』と『物理リスク』の2種類があり、トレード・オフの関係となっています。今回は、その詳細な内容をお届けします。

以上